

これは、参考例です。実際の作成は、作成者の責任において、十分に検討したうえで行ってください。

訪問型サービスを提供するための
指定訪問介護等契約書の変更例

1 前文について

契約するサービスに、訪問型サービスを加える。

例 _____様（以下「利用者」といいます。）と○
○ホームヘルプサービス（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う、指定訪問介護又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「府中市総合事業」といいます。）による訪問型サービス（以下「指定訪問介護等」といいます。）の事業について、次のとおり契約します。

2 （契約の目的）について

提供するサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第○条 事業者は、利用者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払うものとします。

3 （契約期間）について

契約期間の要件に、事業対象者の介護予防ケアマネジメントの有効期間に係る条件を加える。

例 第○条 この契約の始期は、平成____年____月____日から効力を有するものとします。

2 この契約の終期は、要介護又は要支援の認定（以下「要介護認定」といいます。）を受けている利用者にあつては、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、府中市総合事業による介護予防・生活支援サービス事業の対象であることの確認（以下「事業対象者確認」といいます。）を受けている利用者にあつては、府中市総合事業による介護予防ケアマネジメントの有効期間満了日までとします。

・
・

4 (訪問介護計画) について

作成するサービスの計画に、介護予防ケアマネジメントに沿って作成する訪問型サービス計画を加える。

例 第〇条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は府中市総合事業による介護予防ケアマネジメント(以下「居宅サービス計画等」といいます。)に沿って、「訪問介護計画」又は「訪問型サービス計画」(以下「訪問介護計画等」といいます。)を作成します。事業者は、この「訪問介護計画等」の内容を利用者及びその家族等に説明し交付するものとしします。

5 (指定訪問介護等の内容) について

サービスの内容に、訪問型サービスの提供に係る内容を加える。

例 第〇条 利用者が提供を受ける指定訪問介護等の内容は、「訪問介護計画等」で定めたとおりとします。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護計画等」で定めた内容の指定訪問介護等を提供します。

3 前項のサービス従業者は、介護福祉士又は介護職員実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修1・2級課程若しくは府中市が指定する研修を修了した者としします。

6 (サービスの提供の記録) について

提供の状況を記録するサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、指定訪問介護等の提供ごとに、サービスの内容等を事業者が定める様式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとしします。また、事業者は、利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付するものとしします。

・
・
・

7 (料金) について

利用者が利用料金を支払うサービス及び利用料金とは別に利用者の費用負担が発生するサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第〇条 利用者は、**指定訪問介護等**の対価として、「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、事業者を支払うものとしします。

・
・
・

- 利用者は、居宅においてサービス従業者が**指定訪問介護等**を提供するために使用した水道、ガス、電気、電話等の費用を負担するものとしします。

8 (サービスの中止) について

訪問型サービスの利用料が月額制であることを考慮し、キャンセル料に関する規定を必要に応じて変更する。

例 第〇条 . . .

- 前各項の規定に基づく手続きによらず、正当な理由がなくサービスが中止された場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定めるキャンセル料を請求することができるものとしします。ただし、**指定介護予防訪問介護及び府中市総合事業による訪問型サービス**については、利用料が月額制のため、キャンセル料は不要としします。

9 (契約の終了) について

契約の自動終了の要件に、事業対象者確認に係る条件を加える。

例 第〇条 . . .

- 次に掲げる事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所したため
 - (2) 利用者の要介護認定**及び事業対象者確認**の区分が非該当となったため
 - (3) 利用者が死亡したため

10 (秘密保持) について

情報の提供先に、介護予防・生活支援サービス事業者を加える。

例 第〇条 . . .

○ 事業者及び従業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得て、当該利用者に係るサービス担当者会議、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び府中市総合事業による介護予防・生活支援サービス事業を行う者に、必要な情報を提供することができるものとします。

・
・
・

1 1 (賠償責任) について

賠償の対象となるサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、指定訪問介護等の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を速やかに賠償するものとします。

・
・
・

1 2 (緊急時の対応) について

緊急時の対応を行うサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、現に指定訪問介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は歯科医師等に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

1 3 (連携) について

連携を行うサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、指定訪問介護等の提供にあたり介護支援専門員(当該利用者を担当する介護支援専門員がいる場合に限ります。)及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

・
・
・

1 4 （相談・苦情対応）について

相談・苦情の対応を行うサービスに、訪問型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、**指定訪問介護等**に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとします。